

仕 様 別 紙

1頁

件名	消防設備修繕（潤徳小）		
概要	1. 場 所 日野市高幡４０２番地（潤徳小学校） TEL ０４２－５９１－０４０９		
	2. 工 期 契約日の翌日から令和８年２月２７日まで		
	3. 内 容 消防設備点検において確認された不具合箇所について修繕を行う。		
	4. 仕 様		
	屋内消火栓設備		
	消火栓ノズル	40A	2本
	消火栓ポンプ室標識	G-7	1枚
	屋内消火栓操作方法標識	NSY-4 Eタイプ	1枚
	消火栓ホース	40A×15m	30本
	消火栓ホース交換工		1式
	バタフライバルブ	50A	1台
	バタフライチャッキ	50A	1台
	配管材	50A	1本
	配管交換工		1式
	配管保温工		1式
	水抜き水張工		1式
	自動火災報知設備		
	差動式スポット型感知器２種	NSP223EG	4個
	未警戒改修作業	配線含む	4ヶ所
	感知器移設作業	配線含む	17ヶ所
器具交換工		1式	
試験調整工		1式	
誘導灯			
誘導灯ランプ	LEM-012009(W)-S1	9個	
避難口誘導灯C級片面型	FBK-10701-LS17	5台	
誘導灯ガード	FBG-104	5個	
器具交換工		1式	
試験調整工		1式	
※発生材の運搬・処分、消耗品雑材料、その他諸経費等を含む ※法令に基づく必要手続きを含む ※型番は参考型番			
要	5. 提出書類		
	1) 写真 作業完了後、各工程写真をアルバム（A４版）に整理して提出すること。		
	2) 修繕着手届		
	3) 機器承諾願		
	4) 修繕完了届		
	5) 支払請求書		
6. 支払条件			

仕 様 別 紙

2頁

件 名	消防設備修繕（潤徳小）
概 要	1) 支払い方法 完了後一括払い 2) 支払い時期 受注者は、完了検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。 市は、請求を審査し適正と認めたときに、受注者に支払うものとする。 7. 注意事項 1) 作業日程等は、学校運営に支障をきたさないように、学校管理者及び市監督員と十分に協議の上、実施し、工期を遵守すること。 2) 児童及び学校関係者に対する安全対策を講ずること。 8. 特記事項 (1) 情報セキュリティポリシーの遵守 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。 なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講ずること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 (2) 環境負荷低減の取組みについて 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施にあたっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。 (4) 内部通報制度 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度

